

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
別紙のとおり	別紙のとおり

2 指名停止措置期間：別紙のとおり

3 指名停止措置の範囲：東北地方環境事務所管内

4 事実概要

公正取引委員会は、宮城県、福島県における施設園芸用施設の建設工事に関連し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして平成29年2月16日、違反業者7者（井関農機（株）、（株）大仙、渡辺パイプ（株）、三菱マヒンドラ（株）、ヤンマーグリーンシステム（株）、イノチオアグリ（株）、サンキンB&G（株））を公表し、事前に違反行為を申告していたヤンマーグリーンシステム（株）を除く6者に対し同法第7条第2項に基づく排除措置命令を、井関農機（株）など5者に対し同法第7条の2第1項に基づく課徴金納付命令を行った。

なお、井関農機（株）、（株）大仙、ヤンマーグリーンシステム（株）は課徴金減免制度の適用事業者であることが認められている。

また違反業者7者のうち、サンキンB&G（株）は有資格者ではない。

5 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について」（平成13年1月6日付環境会第9号大臣官房会計課長通知）（以下「要領」という。）別表2第5号に該当する。

従って、本件については、1ヶ月～2ヶ月の指名停止措置を行うものである。

工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について 別表2第5号

措置要件	期間
（独占禁止法違反） 5. 当該部局の管轄区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2ヶ月以上9ヶ月以内

工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について
（準用規定）

第11 第1から第10までの規定は、当該部局の発注する製造等の請負及び物品の購入等について準用する

工事請負契約等に係る指名停止等措置要領の運用基準について

7. 別表2関係

（4）別表2第5号から第7号までの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の最大2分の1の期間まで短縮できるものとする。（以下省略）

別紙

商号又は名称	住所	課徴金減免 制度適用	指名停止期間
①井関農機株式会社	愛媛県松山市馬木町700番地	適用	2ヶ月 H29.6.27～ H29.8.26
②ヤンマーグリーンシステム株式会社	大阪府大阪市北区鶴野町1番9号	適用	1ヶ月 H29.6.27～ H29.7.26
③株式会社大仙	愛知県豊橋市下地町字柳目8番地	適用	1ヶ月 H29.6.27～ H29.7.26
④イノチオアグリ株式会社	愛知県豊橋市向草間町北新切95	—	2ヶ月 H29.6.27～ H29.8.26
⑤渡辺パイプ株式会社	東京都中央区築地五丁目6番10号	—	2ヶ月 H29.6.27～ H29.8.26
⑥三菱マヒンドラ農機株式会社	島根県松江市東出雲町揖屋667番地1	—	2ヶ月 H29.6.27～ H29.8.26